

注意喚起

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城 千秋  
担当理事 宮城 政剛



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。  
那覇市保健所から「新型コロナウイルス肺炎」関係の通達が届きましたので、下記にてご報告致します。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） TEL 098-868-7579

令和2年1月17日

那覇市医師会長 様

那覇市保健所長

新型コロナウイルス関連肺炎に対する行政検査について（依頼）

平素は、那覇市の保健医療行政に多大なるご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

本年1月16日に国内（神奈川県）で初めて確認された新型コロナウイルス関連肺炎疑い例について、那覇市保健所では沖縄県と同じく一定の要件を満たした場合のみ、行政検査を実施することとします。具体的には、沖縄県地域保健課からの別紙通知に沿った対応をお願いいたします。

貴会におかれましては、那覇市医師会加入医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願いします。

- ※検査の要件は、発生状況を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ※疑い例の検査に関するご相談は、那覇市保健所へ連絡くださいますようお願い申し上げます。

添付資料

- 1. 県通知：中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する行政検査について（令和2年1月17日、沖縄県地域保健課）
- 2. 【添付1】 新型コロナウイルス関連肺炎に対する行政検査について P2~3
- 3. 【添付2】 武漢で肺炎発生（医療機関注意喚起ポスター） P4
- 4. 【添付3】 中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策
- 5. 【添付4】 電話医療通訳サービス 簡易翻訳サービスのご案内 P5

◎ 問い合わせ先 ◎  
那覇市保健所 保健総務課 感染症担当：仲宗根、速水  
TEL：098-853-7971 / FAX：098-853-7967

医療機関の皆様へ

令和2年1月17日

沖縄県地域保健課

### 新型コロナウイルス関連肺炎に対する行政検査について

本県では県内医療機関で診察した新型コロナウイルス関連肺炎疑い例について、一定の要件を満たした場合のみ、行政検査を実施することとします。

医療機関の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

※検査の要件は、発生状況を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

※疑い例の検査に関するご相談は、医療機関の所在地を所管する保健所へ連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 発熱又は呼吸器症状を訴える患者への確認について

- ・ 発熱又は呼吸器症状を訴える患者へは、受付やトリアージの段階で咳エチケットの指導やマスク着用を促し、武漢市への渡航歴（渡航地域、渡航期間）の確認をお願いします。
- ・ 武漢市への渡航歴がある場合は、武漢市内での生鮮市場への訪問、医療機関の受診、病人との接触、家禽・野生動物（特にトリやコウモリ）との接触の有無の確認をお願いします。

#### 2. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例の定義について

- ・ 以下のI-II両方を満たす場合を「疑い例」とします。
  - I. 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している。
  - II. 以下の（ア）、（イ）の曝露歴のいずれかを満たす。

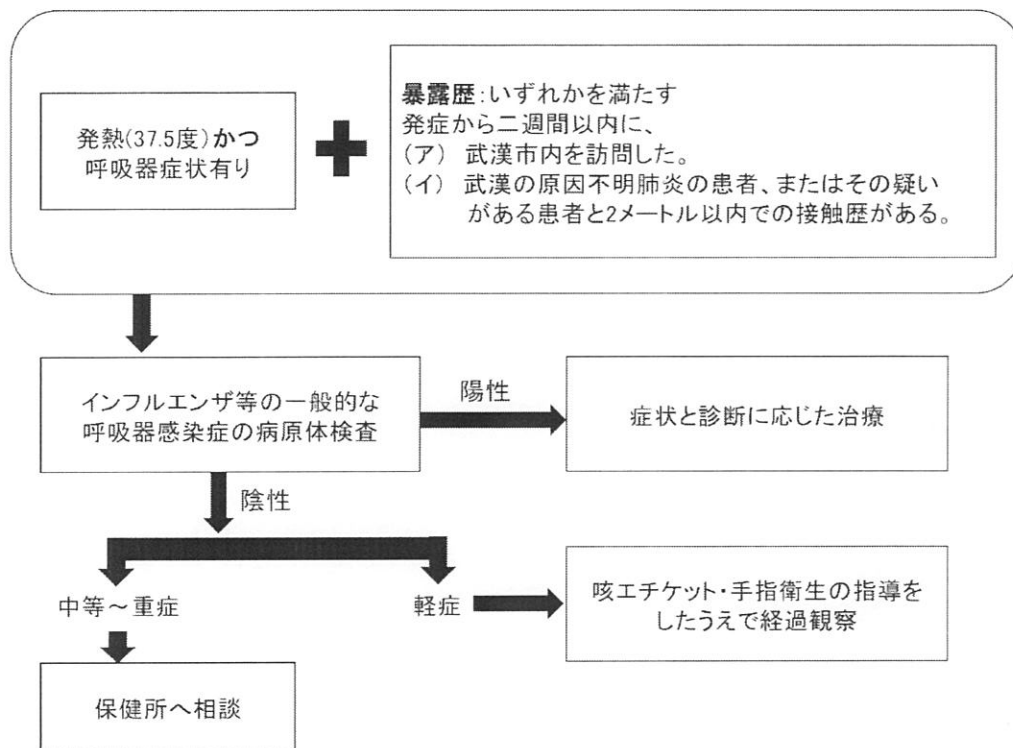
発症から2週間以内に

    - （ア） 武漢市内を訪問した。
    - （イ） 武漢の新型コロナウイルスの患者、またはその疑いがある患者と2メートル以内での接触歴がある。

#### 3. 保健所への相談について

- ・ 臨床症状および渡航歴等から新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例の定義を満たす場合には、まずインフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体による感染症を考慮し、これらについて微生物学的な検査を行ってください。検査の結果、原因微生物が特定された場合には、検出された微生物に必要な感染防止対策を行ってください。ただし、担当医により新型コロナウイルス関連肺炎の病原体検査も必要と判断された際は、保健所に当該検査実施について相談してください。
- ・ 上述の疑い例の定義に該当し、これらの検索で病原体が陰性である場合、軽症の場合には咳エチケット・手指衛生の指導をしたうえで経過観察とし、症状増悪時など再診が必要となる状況の指導を行ってください。

- ・ 中等～重症の場合、具体的には画像検査等で肺炎と診断された場合には、当該医療機関を所管する保健所に相談してください。保健所へ相談を行う場合は、感染症担当に直接電話で連絡をお願いします。夜間（17：15～翌8：30）については、緊急の場合を除き、原則翌朝（8:30以降）に連絡をお願いします。緊急性がある場合には、随時、保健所に相談してください。
- ・ 感染症担当者から患者情報を確認させて頂き、行政検査を実施するかどうか、頂いた患者情報をもとに保健所内にて検討を行った上で回答します。行政検査を実施せずに経過観察の対象と判断することもあります。その際は患者に咳エチケットや手指衛生等の必要な療養上の指導をお願いします。



#### 4. 行政検査について

- ・ 休日夜間の行政検査の受付及び検査は、緊急性があると想定される場合のみ実施します。
- ・ 検体は咽頭拭い液、鼻咽頭拭い液、喀痰、血液、尿、（可能であれば便）の提出をお願いします。
- ・ 検体は保健所が受け取りに伺うまで各医療機関にて保存してください。検体採取後48時間以内に検査を実施できる場合は冷蔵での保存を、48時間を越える場合は-80℃（ディープフリーザー）での保存をお願いします（ディープフリーザーが無い場合は、冷凍庫にて凍結保存）。
- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎が疑われた際には、検査診断の結果を待たず、感染拡大防止に必要な院内感染対策の徹底、不要不急な外出を自粛する等の指導を引き続きお願いします。

中華人民共和国湖北省**武漢市**において新型コロナウイルス肺炎が発生！

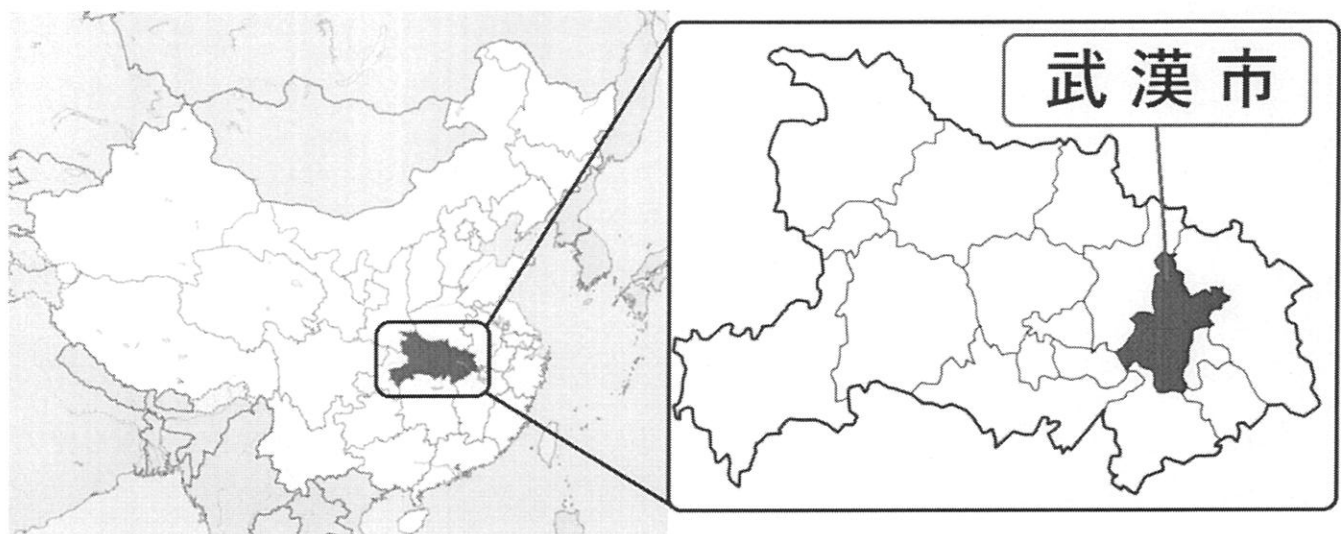
中国湖北省**武汉市**  
出现了新型冠状病毒感染的肺炎！

Pneumonia has occurred by a novel coronavirus in **Wuhan City**, Hubei Province of China!

**武漢市**から帰国された方で咳や発熱等の症状がある場合には、**医療スタッフ**にお申し出ください。

如果您是**从武汉市**回国入境，并伴随有咳嗽或发烧等症**状**，请向**医务人员**主动申报。

If you come from **Wuhan City** with symptoms such as **cough** or **fever**, please contact the **medical staff**.





外国人観光客へ医療サービスを提供する沖縄県内の医療機関様



Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター

# 電話医療通訳サービス 簡易翻訳サービスのご案内

沖縄県では外国人観光客の急増に伴い、病気やケガ等で外国人観光客が医療機関を受診する件数が増加していることを受け、2019年4月1日から2020年3月31日までの期間、外国人観光客に医療サービスを提供する県内の医療機関を対象に24時間いつでも利用できる **電話での多言語医療通訳、簡易翻訳サービス** 及び **インバウンド対応相談窓口**を開始します。

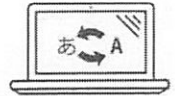
また、県内の外国人観光客の医療の現状や先進事例の把握・分析を行うことで、インバウンド医療体制の整備や、より外国人観光客を受け入れやすい環境づくりを支援致します。ぜひ、ご活用ください。

## サービス内容①



- ・ご来院の外国人観光客との電話機の受け渡しによる電話での医療通訳サービス

## サービス内容②



- ・メールでのやり取りによる簡易メール翻訳サービス

# TEL : 0570-050-232

**対象機関** 外国人観光客の受入にすでに取り組んでいる 又は取り組みたい県内の医療機関様

**対応言語** 英語 / 中国語 (北京語・広東語) / 韓国語 / タイ語 / スペイン語 / ポルトガル語 / ベトナム語 / タガログ語 / ネパール語 / インドネシア語 / フランス語 / イタリア語 / ドイツ語 / ロシア語 / マレー語

**対応期間** 2019年4月1日 ~ 2020年3月31日 / 24時間体制

※マークがついた言語はベストエフォート対応、一部外部接続あり

沖縄県 医療通訳サービス 201904